

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	常磐支所
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年5月27日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
4 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和3年 5月27日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 契約事務（その2）</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 常磐支所経済土木課における普通財産の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。【類例3件あり】</p> <p>なお、田人支所、川前支所においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（常磐支所経済土木課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定する措置についての認識が十分でなかったために、契約解除条項の規定が漏れてしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回の指摘を受け、変更契約発生時においては、契約内容に暴力団等の排除措置の条項を加えて、変更契約を締結しております。また、次回の契約更新時に全ての契約において、契約内容に暴力団等の排除措置の条項を加えて、契約を締結いたします。</p> <p>今後も当該要綱に基づく適切な事務処理に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	三和支所
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年5月28日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
3 契約事務（その1） 契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。	令和3年 5月28日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>3 契約事務（その1）</p> <p>契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。</p> <p>【事例1】 三和支所</p> <p>※ 上三坂古事又地内水路補修業務委託の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について支所長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（三和支所）</p>	<p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>起工兼見積執行伺時において、専決者による設計書の内容審査を行ったうえで、起工兼見積執行伺へは決裁（押印）していたものの、担当者の認識不足により、専決者による設計書への押印を省略していたことが原因であります。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>起工兼見積執行伺時に専決者による内容審査を行うも押印を省略していた設計書については押印を行うとともに、定期監査による指摘以降は、職務権限規程に基づき、適切に処理しております。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	内郷支所
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年6月14日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
6 財産管理事務（その2） 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和3年 6月14日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>6 財産管理事務（その2）</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和3年1月22日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。また、84円切手139枚の受払いの状況について、郵便切手等管理簿が適切に記載されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（内郷支所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵便切手の管理については、表計算ソフトにより作成した電子データでの郵便切手等管理簿を用いており、切手等の受払の都度、係員がその枚数を入力していたものですが、電子データの表計算式に誤りがあったこと及び管理簿と現物を定期的に突合して切手等の残数を確認していなかったことから、現物と管理簿が一致しないという事態が生じたものです。</p> <p>また、84円切手139枚については、国勢調査員に対し調査員説明会の案内を郵送するために用いたものですが、国勢調査分の切手等については補助簿により管理していたことから、受払について郵便切手等管理簿への記載を行わなかったものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>電子データでの管理簿に加え、紙の管理簿を作成し、切手等の受払は紙の管理簿に記入することとし、定期的に庶務担当係長が紙媒体に記載された受払状況を電子データに集計し、切手等の残数と突合することで、現物と管理簿に記載された枚数に不一致が生じないように確認することとし、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、国勢調査等の他部局の予算により実施する業務に係る切手等についても郵便切手等管理簿で管理することとし、市文書等管理規程に基づく適正な事務処理に努めてまいります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小名浜支所
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第107号 令和3年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年6月16日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。	令和3年 6月16日
2 収入事務（その2） 行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電話料等の算出に誤りのある例が認められた。	令和3年 6月16日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料については、市手数料条例の規定に基づき、1境界を1件とし、1件につき250円納付することとされている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算出することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。</p> <p>令和2年6月26日に手数料を徴収した小名浜地区の市道に係る境界確定事務においては、4境界を調査し4件分として1,000円と算出しなければならないところを3件分として750円と算出していた。</p> <p style="text-align: right;">（小名浜支所経済土木課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>申請地1筆（5-1）の一部に対して、隣接する2市道（道）で2境界とするべきところ、1境界としていたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和3年3月15日に未徴収であった1境界（1件分）の手数料250円を追加徴収いたしました。</p> <p>また、今後につきましては、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務手続きの執行に努めて参ります。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電話料等の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 行政財産使用許可に伴う電話料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分を含む施設の面積を誤って適用していた。</p> <p>【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">（小名浜支所市民課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該電話料の算出については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて」の規定により、子メーターがない場合として算出しておりますが、算出の基礎となる「使用許可部分を含む施設の面積」が令和2年3月末に修正されていたにもかかわらず、修正前の施設の面積を用い、誤って算出したことにより生じたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和2年度の電話料については、適正な面積により算出し直し、行政財産を使用している2団体から差額を納入していただきました。</p> <p>また、今後につきましては、建物台帳の確認を必ず行うとともに、複数の職員によるチェッ</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>ク体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>